

富山県民会館等利用料金の減免基準

1 富山県民会館条例第 12 条、富山県教育文化会館条例第 10 条、富山県高岡文化ホール条例第 10 条、富山県新川文化ホール条例第 10 条及び富山県民小劇場条例第 10 条の規定による利用料金の減免基準（富山県民会館本館駐車場（以下「本館駐車場」という。）の利用料金に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる学校等が、子ども（満 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）、高齢者（満 65 歳以上の者をいう。以下同じ。）又は障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者をいう。以下同じ。）が参加する文化芸術に関する行事（県又は県教育委員会が共催又は後援するものに限る。）のために、各施設のホール（展示ホールを除く）を利用するとき。 ホール利用料金の 10 分の 3 の額

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に基づく小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定に基づく身体障害者更生援護施設又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定に基づく知的障害者援護施設

ウ 児童クラブ、老人クラブその他の子ども、高齢者又は障害者を構成員とする団体

(2) 文化教室（希望する者に対し、文化芸術について学習する機会を提供するための継続的な講座等をいう。）のために、次の施設を利用するとき（年間 24 回以上の利用について、一括して申請があった場合に限る。）。 次の施設の利用料金の 10 分の 1 の額 新川文化ホールリハーサル室利用料金の 10 分の 5 の額

ア 県民会館の会議室、教養室又は練習室

イ 教育文化会館の集会室又は会議室

ウ 高岡文化ホールの会議室、和室、練習室又はスタジオ

エ 新川文化ホールの練習室、音楽室又はリハーサル室

オ 県民小劇場の会議室

(3) 文化芸術に関する行事（県又は県教育委員会が共催又は後援するものに限り、(1)の行事を除く。）のために、ホールを利用するとき（利用日の 3 月前の日から当該利用日までの間に利用申請があった場合に限る。）。 ホール利用料金の 10 分の 5 の額

(4) 文化芸術に関する活動（(1)及び(3)の行事を除く。）のために、ホールを利用するとき（利用日の 2 月前の日から当該利用日までの間に利用申請があった場合に限る。）。 ホール利用料金の 10 分の 7 の額、附属設備利用料金の 10 分の 5 の額

(5) 文化芸術に関する行事のために、次の施設を利用するとき（利用日の 3 月前の日から当該利用日までの間に利用申請があった場合に限る。）。 利用料金の 10 分の 5 の額

ア 県民会館の展示室、ギャラリー又は美術館

イ 高岡文化ホールの展示ホール又はギャラリー

2 富山県民会館条例第 12 条の規定による利用料金の減免基準（本館駐車場の利用料金に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる県民会館の本館（以下「本館」という。）の施設において行事、講演会、講座等（以下「行事等」という。）を主催する者が本館駐車場を利用するときは、同表の右欄に定める自動車の台数に係る本館駐車場の利用料金を免除する。

本館の施設	自動車の台数
ホール	5 台以内
展示室	3 台以内
美術館又はギャラリー	3 台以内（美術館又はギャラリーを複数の区画に区切って利用する場合にあっては、1 区画につき 1 台）
練習室又はロビー	2 台以内
その他の施設	1 台

(2) 本館に入館する者（2 の(1)の行事等を主催する者を除く。）が行事等への参加のために本館駐車場を利用するとき、又は県庁への来庁者が公用のために休日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる日をいう。）において本館駐車場を利用するときは、本館駐車場へ入場した時から 1 時間までに限り、本館駐車場の利用料金を免除する。ただし、本館駐車場へ入場した時から 1 時間を超えて本館駐車場を利用したときは、富山県民会館条例別表第 2 に定める加算料金を徴収する。

(3) 本館の管理上知事が必要と認める者が本館駐車場を利用するときは、本館駐車場の利用料金を免除する。

3 1 の(1)から(5)までの規定による利用料金の減免については利用料金減免申請書（別記様式）の提出により、2 の(1)から(3)までの規定による利用料金の免除については認証機による認証等により行うものとする。

利用料金減免申請書

年 月 日

公益財団法人富山県文化振興財団 理事長 様

学校、施設、団体名

所在地（住所）

代表者名（氏 名）

連絡先

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用施設名	
使用目的	
使用年月日	
減免の理由	

備考

- 1 減免基準1(1)又は(3)に該当する場合は、県又は県教育委員会の共催(後援)承認書の写しを添付すること。
- 2 減免基準1(1)ウに該当する場合は、団体等の構成員が確認できる書類(団体の規約、構成員名簿等)を添付すること。